

神奈川県労働保険指導協会だより

平成二十三年
秋季号

労働保険
事務組合 神奈川県労働保険指導協会

〒231-0864 横浜市中区千代崎町4-97
TEL045-625-3616(代) FAX045-625-3617
E-mail:info@kanagawa-rouho.com
URL http://www.kanagawa-rouho.com

業務案内

労働保険（雇用保険・労災保険）
に基づく諸業務、給付請求、労働
保険料徴収納付、その他事務指導

平成23年度2期労働保険料の納期です

指定期限までにお忘れになりませんようご納付お願い申し上げます

社会保険の加入はお済みですか？

社会保険（健康保険・厚生年金保険）は、労働保険（労災保険・雇用保険）と同様に一定の要件を満たせば、加入義務のある国の保険制度です。

1. 適用される事業所

全ての法人の事業所は、従業員の人数に関わらず適用事業所となります。

また個人事業所であっても、次の①および②を満たす場合は適用事業所となります。

[個人事業所の適用要件]

- ①従業員が**5人以上**居ること
- ②農林水産、サービス、旅館、飲食、理美容、映画観劇、弁護士・会計士、宗教関係団体などの事業所でないこと。

上記に当てはまらない事業所でも、一定の手続きにより、任意加入が可能です。

2. 加入義務のある被保険者（厚生年金保険は70歳まで・健康保険は75歳まで）

適用事業所に常時使用される役員・従業員の方は、全て被保険者となります。

パートタイマーや嘱託等の加入義務については勤務状況で判断します。

原則として次の①および②を満たす場合は被保険者となります。

[パート従業員の適用加入条件]

- ①1日又は1週間の労働時間が正社員の概ね**3/4以上**であること
- ②1ヶ月の労働日数が正社員の概ね**3/4以上**であること

3. 保険料について（平成23年8月現在）

- 健康保険料 93.9/1000~96.0/1000（都道府県によって料率が異なります）
- 介護保険料 15.1/1000（40歳以上の方のみが対象となります）
- 厚生年金保険料 160.58/1000

健康保険料・厚生年金保険料は、概ね賃金額の26%となり、事業主と従業員が折半で負担します。

■雇用保険料

	事業主負担	従業員負担
一般の事業	9.5/1000	6/1000
農林水産業 清酒製造業	10.5/1000	7/1000
建設の事業	11.5/1000	7/1000

雇用保険の加入もれはありませんか？

①②共に満たす方は、雇用保険加入対象となります。

- ① 1週間の所定労働時間が20時間を越えること
- ② 31日以上雇用見込みがあること

※ただし、昼間学生・4ヶ月以内の季節的に雇用される方・65歳以上の新たに雇用される方は加入対象になりません。

- 労災保険料 3/1000~103/1000（業種によって料率が異なります）
- 労災保険料は、全額事業主負担となります。



労災保険・雇用保険だけでなく、健康保険・厚生年金に関するお問合せも当会で受け付けています。お気軽にご相談ください。

